

上尾市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 8 号

上尾市税条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市税条例施行規則（昭和 5 0 年上尾市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「軽自動車税（種別割）減免申請書とし」を「軽自動車税減免申請書とし」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）」に改め、同条第 2 項中「軽自動車税（種別割）減免通知書又は軽自動車税（種別割）減免申請棄却通知書」を「軽自動車税減免通知書又は軽自動車減免申請棄却通知書」に改める。

第 1 4 条の 2 の見出し中「種別割の」を削る。

別表 3 4 の 4 の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同表 3 5 の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）」に改め、同表 3 6 の 4 の項中「軽自動車税（種別割）減免通知書」を「軽自動車税減免通知書」に改め、同表 3 6 の 5 の項中「軽自動車税（種別割）減免申請棄却通知書」を「軽自動車税減免申請棄却通知書」に改め、同表 6 0 の項中「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

第 3 4 号様式の 4 中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、「の種別割」を削る。

第 3 5 号様式中「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）」に改め、「の種別割」を削る。

第 3 6 号様式の 4 中「軽自動車税（種別割）減免通知書」を「軽自動車税減免通知書」に改め、「の種別割」を削る。

第 3 6 号様式の 5 中「軽自動車税（種別割）減免申請棄却通知書」を「軽自動車税減免申請棄却通知書」に改め、「の種別割」を削る。

第60号様式中「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出又は交付されているこの規則による改正前の上尾市税条例施行規則の様式による書類は、この規則による改正後の上尾市税条例施行規則の様式によるものとみなす。